

令和元(2019)年度経営革新サービス産業生産性向上支援補助金



補助事業計画募集案内



【募集期間延長】

サービス産業(第3次産業)は、県内総生産、従業員数の約6割、事業所数の7割以上を占めていますが、サービス産業の生産性は製造業等と比べ低くなっています。

そこで県では、サービス産業事業者の経営革新計画策定により、生産性の向上を図る企業を支援いたします。

対象者

栃木県知事から承認された経営革新計画(※1)によりサービス産業(※2)に属する事業に取り組む者

※1 令和2(2020)年3月末まで承認期間が存続することが応募の条件となります。

※2 「サービス産業」とは、日本標準産業分類(平成25年10月改定)大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業)、G(情報通信業)、H(運輸業、郵便業)、I(卸売業、小売業)、J(金融業、保険業)、K(不動産業、物品賃貸業) L(学術研究、専門・技術サービス業)、M(宿泊業、飲食サービス業)、N(生活関連サービス業、娯楽業)、O(教育、学習支援業)、P(医療、福祉)、Q(複合サービス業)、R(サービス業(他に分類されないもの))に属する産業となります。

対象者数

7者(社)程度

※提出できる補助事業計画は1者(社)につき1件までとし、提出された補助事業計画を審査の上、県の予算の範囲内で採択者を決定します

対象事業

経営革新計画に基づき実施する付加価値や効率の向上を図る事業(※)

※ 事業の立案等に当たっては「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」(経済産業省)を参考にしてください。また、ソフトウェア開発に係る取組は本補助金の対象とはなりません。

対象経費

○報償費、○旅費、○研究開発事業費(原材料費、機械装置費、産業財産導入費、知的財産出願費、外注加工費、検査分析費)、○販路開拓事業費(調査分析費、出展料、会場設営費、広告宣伝費)、○ITツール(サービス、ソフトウェア等)導入費、○庁費(会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料及び損料、調査研究費、消耗品費)、○委託費、○その他の経費(知事が特に必要と認める経費) ※上記経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外です。

補助金額・補助率・補助期間

限度額：100万円以内 補助率：1/2以内 補助期間：令和2(2020)年1月末まで

補助事業計画募集期間【延長後】

令和元(2019)年4月26日(金)～6月14日(金) 17:00【必着】

※申請をお考えの方は必ず経営支援課へ事前に御相談ください。

その他

- ・詳細は「経営革新サービス産業生産性向上支援補助金補助事業計画募集要項」を御覧ください。
- ・「募集要項」及び申請様式は栃木県ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/> (「栃木県 経営支援課」で検索)

【問合せ先】栃木県産業労働観光部経営支援課商業活性化担当

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 県庁本館6階

TEL：028-623-3175 FAX：028-623-3340 E-mail：syougyou@pref.tochigi.lg.jp